

熊本市記念館条例施行規則の一部改正について

熊本市記念館条例施行規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市記念館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市記念館条例施行規則（平成 5 年教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別記様式（第 5 条関係）中

個人券

「

記 念 し お り	入館券 ¥ No 熊本市
-----------	------------------------

大人・高校生 2 0 0 円

小・中学生 1 0 0 円

」

を

「

個人券

記念館入館券 ¥ No 熊本市	記念館入館券 ¥ No 熊本市
------------------------------	------------------------------

セルフレジ（券売機）券

記念館入館券
熊本市
No
¥

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

記念館の入館料徴収にキャッシュレス決済を導入するため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和 27 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 8 号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市記念館条例施行規則（平成５年教育委員会規則第１１号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考												
第1条～第9条 【略】 別記様式（第5条関係） 個人券 <table><tr><td>記念館入館券 ¥</td><td>記念館入館券 ¥</td></tr><tr><td>No 熊本市</td><td>No 熊本市</td></tr></table> セルフレジ（券売機）券 <table><tr><td>記念館入館券</td></tr><tr><td>熊本市</td></tr><tr><td>No</td></tr><tr><td>¥</td></tr></table> 団体券 【略】	記念館入館券 ¥	記念館入館券 ¥	No 熊本市	No 熊本市	記念館入館券	熊本市	No	¥	第1条～第9条 【略】 別記様式（第5条関係） 個人券 <table><tr><td>記 念 し お り</td><td>入館券 ¥</td></tr><tr><td></td><td>No 熊本市</td></tr></table> 大人・高校生 200円 小・中学生 100円 団体券 【略】	記 念 し お り	入館券 ¥		No 熊本市	
記念館入館券 ¥	記念館入館券 ¥													
No 熊本市	No 熊本市													
記念館入館券														
熊本市														
No														
¥														
記 念 し お り	入館券 ¥													
	No 熊本市													

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。